

北労基発 0726 第3号  
令和6年7月26日

建設業関係団体各位

厚生労働省  
北海道労働局労働基準部長  
(公印省略)

### 令和6年度「建設工事着工期労働災害防止運動」の実施結果等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内の建設業における労働災害発生状況は、令和6年6月末現在の速報値で死亡者数7人、死傷者数303人となり、昨年同時期と比べると死傷災害は減少していますが、死亡災害は大幅に増加しており、既に令和5年1年間に発生した6人を上回る発生状況となっています。建設業が全産業の死亡者数22人に占める割合は31.8%と最も多く、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

例年、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場が動き出す4月から6月の着工期に、安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点とした「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開し、北海道労働局においても「建設工事着工期労働災害防止運動」の重点実施事項の定着を図り、死亡災害に直結しやすい作業に係る安全確保対策の徹底を図ることを目的として重点的に監督指導及び個別指導を行ったところですが、墜落・転落の防止対策にかかる指導事項、建設機械にかかる指導事項が多数を占めており、また、元方事業者の講ずべき措置についても指導事案が認められているところです。

つきましては、今般、別添のとおり各取組の実施結果及び令和6年6月末時点の災害発生状況をとりまとめましたので、傘下の会員事業場に周知いただき、建設業の労働災害防止対策につきまして、引き続き御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### (添付資料)

- 令和6年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果
- 労働災害発生状況（令和6年6月末速報値）
- 建設事業者の皆様へ（リーフレット等案内）
- 令和6年クールワークキャンペーン
- 令和6年度エイジフレンドリー補助金

※各添付資料は北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

各資料のURL又は二次元コードは裏面をご覧ください。

担当：北海道労働局労働基準部安全課  
主任安全専門官 電話 011-788-5460

(添付資料の URL 又は二次元コード)

1 令和6年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

URL	二次元コード
<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001897826.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001897826.pdf</a>	

2 建設業における労働災害発生状況（令和6年6月末速報値）

URL	二次元コード
<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001897815.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001897815.pdf</a>	

3 建設事業者の皆様へ（リーフレット等案内）

URL	二次元コード
<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001816191.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001816191.pdf</a>	

4 令和6年クールワークキャンペーン

URL	リーフレット 二次元コード
<p>◆熱中症対策ページ（北海道労働局HP）URL <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861.html</a></p> <p>◆リーフレット URL <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001843437.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/001843437.pdf</a></p>	

5 令和6年度エイジフレンドリー補助金

URL	リーフレット 二次元コード
<p>◆エイジフレンドリー補助金特集ページ（厚生労働省HP）URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html</a></p> <p>◆リーフレット URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf</a></p>	

(令和6年7月)

# 令和6年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

## 1 令和6年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

本年度における「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会等も通常どおり開催され、これらの出席は令和5年と比べても回数、延べ参加者共に増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻りました。

## 2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）では、全道で570の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請を行っています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し周知及び取組の要請を行いました（全道で326機関が出席。）。
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店舗の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で715事業場が出席。）。
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で559事業場が出席。）。
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会に出席し、周知及び取組の要請を行いました（全道で273回、参加人数22,000人（概数）が参加。）。

## 3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

### (1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について

全道の監督指導件数は322件、そのうち、労働安全衛生法違反件数は191件、違反率は59.3%でした。

#### ○ 主な労働安全衛生法違反の内容

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ・ 労働安全衛生法第29条（元方事業者の講ずべき措置等） | 51件 |
| ・ 労働安全衛生規則第655条（足場についての措置）   | 34件 |
| ・ 労働安全衛生規則第563条（作業床の設置）      | 28件 |
| ・ 労働安全衛生規則第519条（高さ2m以上の墜落防止） | 19件 |
| ・ 労働安全衛生規則第18条（作業主任者の氏名の周知）  | 17件 |

- ・ 労働安全衛生規則第 567 条(足場の点検) 15 件
- ・ 労働安全衛生規則第 653 条 (物品揚卸口等に係る注文者の措置) 14 件
- ・ 労働安全衛生規則第 540 条 (通路) 8 件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は 56 件、そのうち指導事項があったのは 33 件で、指導率は 58.9% でした。

○ 主な安全衛生指導の内容

- ・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導 14 件
- ・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導 12 件
- ・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導 3 件
- ・ 土砂崩壊災害防止に関する指導 3 件

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署（支署）では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールに参加し（全道で 23 回（52 工事現場））、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ パトロールの際、石綿関連の指導事項が多数あったことから、解体现場における法令遵守レベルの向上を図る必要がある。

5 建設業における労働災害発生状況について（令和 6 年 6 月末速報値）

別添「建設業における労働災害発生状況について（令和 6 年 6 月末速報値）」のとおり。

# 建設業における労働災害発生状況について(令和6年6月末速報値)

北海道労働局労働基準部安全課

令和6年6月末時点の建設業における死亡又は死傷災害件数は速報値で死亡災害件数7件、死傷災害件数303件となっています。昨年同時期（令和5年6月末）での速報値は死亡災害件数2件、死傷災害件数340件でしたので、昨年と比べると死傷災害は減少していますが、死亡災害は大幅に増加しており、既に令和5年1年間に発生した6件を上回る発生状況となっています。

死亡災害7件の中には基本的対策が講じられていない事例も認められます。引き続き、墜落、転落をはじめとする三大災害の防止対策の徹底を図るほか、昨年から死亡災害が散見される建設機械等の転落又は転倒による災害に係る対策についても徹底を図る必要があります。また、外国人労働者の死傷災害が増加していることから、やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を実施し、作業指示や守るべきルールについては具体的な内容とすることも必要です。

## 1 死亡災害発生状況

死亡災害の事故の型別内訳は墜落、転落2件、飛来、落下1件、崩壊、倒壊2件、はさまれ、巻き込まれ1件、感電1件です。

事業場規模別の発生状況では10人未満の小規模現場が5事業場、30人以上49人の事業場が2事業場と小規模事業場での死亡災害発生割合が7割を超えていました。現場規模別の発生状況でも10人未満の小規模現場が4現場、30人以上49人の現場が2現場、50人以上の現場が1現場と小規模現場での死亡災害発生割合が半数を超えていました。

被災者の経験年数別では経験年数1年未満が2件、1年以上5年未満が3件、10年以上が2件と経験年数の比較的浅い労働者の被災が目立ちました。

発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
1	14時台	土木工事業	30人以上49人	巻はさまられ、巻き込まれ	建設機械等	被災者は、排雪ダンプの誘導のため移動していたところ、一時停車中の除雪ドーザーの後ろで転倒し、その直後後退した除雪ドーザーにひかれたもの。
2	9時台	建築工事業	30人以上49人	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、ドラグ・ショベルで掘削した箇所に入り、スコップを使用して手掘りで地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したもの。
2	11時台	建築工事業	10人未満	崩壊、倒壊	築板物、物、構築等	被災者は、建築物解体現場にて解体物の搬出準備作業に従事していたところ、倒壊した建築物の下敷きになったもの。
3	8時台	土木工事業	10人未満	飛来、落下	材料	被災者は、トレーラーの荷台に2段積みされていた鉄筋がこの荷下ろし作業のため、固定していたワイヤーのチェーンブロックを地上で緩めていたところ、荷崩れにより鉄筋がごが落下し、下敷きになったもの。
3	9時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	築物、物、構築等	被災者はマンション1階にある屋外照明を移設するため、手すり等を設げずに1階屋根上を通って作業場所へ移動していたところ、墜落したもの。
5	10時台	その他他の建	10人未満	感電	電気設備	被災者は、低圧電線の取替作業を行うため電柱に登り、腕木付近で身体保持器具の位置替え等を行っていた際に、低圧電線から約1.2メートル上部にある高圧電線に誤って触れて感電したもの。
6	9時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	建設機械等	被災者は、林業専用道上において、ロード・ローラーを運転して作業場所に向かっていたところ、路肩から約20m下の斜面に転落したもの。

## 2 死傷災害発生状況

### (1) 工種別事故の型別災害発生状況

死傷災害の工種別内訳は土木工事業 104 件 (34.3%)、建築工事業 155 件 (51.2%)、その他の建設業 44 件 (14.5%) となっており、建築工事業が半数以上を占めています。

主な事故の型別では多い順で墜落、転落 90 件 (29.7%)、転倒 62 件 (20.5%)、はされま  
れ、巻き込まれ 31 件 (10.2%) となっています。墜落、転落は依然として発生割合としては最も高いですが、前年同期と比べると 25 件減少しています。

	建設業全体 303	土木工事業 104	建築工事業 155	その他の建設業 44
墜落、転落	90	25	51	14
転倒	62	28	29	5
激突	16	5	7	4
飛来、落下	16	6	7	3
崩壊、倒壊	9	3	6	
激突され	13	2	10	1
はされ、巻き込まれ	31	14	13	4
切れ、こすれ	25	7	16	2
踏み抜き	2	1	1	
高温・低温の物との接触	3	2	1	
有害物等との接触	2	1	1	
感電	1			1
交通事故(道路)	7	4		3
動作の反動、無理な動作	23	6	11	6
その他	1		1	
分類不能	2		1	1

### (2) 工種別主な事故の型別起因物別災害発生状況

墜落、転落	建設業全体 90	土木工事業 25	建築工事業 51	その他の建設業 14
建設機械等	4	2	1	1
動力クレーン等	4	3	1	
動力運搬機	9	7	2	
乗物	2		1	1
用具	32	5	24	3
(うち、はしご等)	31	5	23	3
仮設物、建築物、構築物等	34	7	20	7
(うち、屋根等)	10	1	5	4
(うち、足場)	10	1	8	1
材料	1			1
環境等	4	1	2	1

墜落、転落災害の主な起因物別内訳は、建設業全体では多い順に仮設物、建築物、構築物等によるものが 34 件 (37.8%)、用具 32 件 (35.6%) (うち、はしご等 31 件)、動力運搬機 (全てトラック) 9 件 (10.0%) となっています。

はされ、巻き込まれ	建設業全体 31	土木工事業 14	建築工事業 13	その他の建設業 4
建設機械等	6	4	1	1
動力クレーン等	2	1	1	
動力運搬機	4	2	2	
(うちトラック)	3	2	1	
乗物	2		1	1
人力機械工具等	2	2		
用具	1	1		
その他の装置、設備	1	1		
仮設物、建築物、構築物等	4	1	2	1
材料	4	2	1	1
荷	2		2	
環境等	1		1	

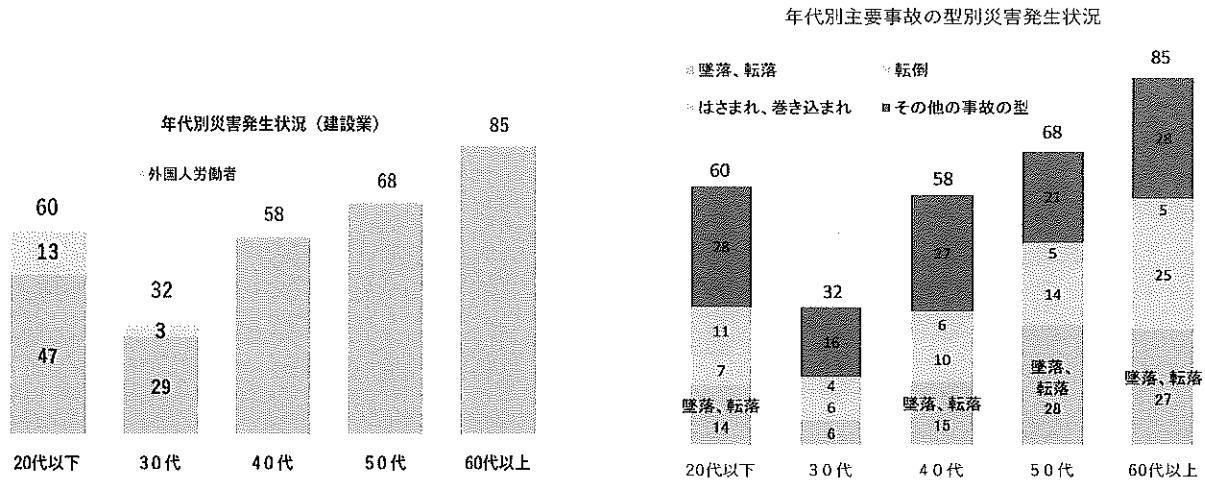
はされ、巻き込まれ災害の主な起因物別内訳は、建設業全体では多い順に建設機械等 6 件 (19.4%)、動力運搬機 4 件 (12.9%)、仮設物、建築物、構築物等 4 件 (12.9%)、材料 4 件 (12.9%) となっています。

建設業全体で 2 番目に多く発生している転倒災害については、6月末の速報値では起因物としてはその他の環境等によるものが 33 件 (53.2%) と最も多く、次いで仮設物、建築物、構築物等 17 件 (27.4%) (うち通路 15 件) となっています。その他の環境等については、全数 1 月～3 月の冬季に発生しています。

### (3) 年代別、経験年数別発生状況

死傷災害全体の年代別の災害発生状況では30代が最も少なく、60代以上が最も多くなっています。前年同期と比較すると令和6年は20代以下の発生件数が15件増加しており、40代よりも件数が多くなっています。

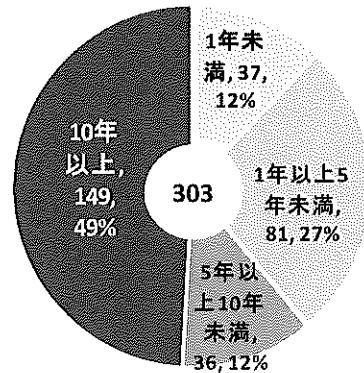
20代以下の死傷災害件数60件のうち、13件は外国人労働者であり、外国人労働者の災害が増加しています（前年同期の20代以下外国人労働者の死傷者数は3件。）。



経験年数別の発生状況は建設業全体では経験年数1年未満37件(12.2%)、1年以上5年未満81件(26.7%)、5年以上10年未満36件(11.9%)、10年以上149件(49.2%)と10年以上の経験年数を有する労働者の割合が高くなっています。

一方で、令和6年に発生が増加している20代以下の死傷災害では経験年数5年未満が53件(88.3%)と、経験の浅い労働者の被災が多くなっています。また、外国人労働者の死傷災害については16件全てが経験年数3年以下となっており、中でも技能実習生は9件中8件が経験年数1年未満となっています。

### 経験年数別災害発生状況



# 建設事業者の皆様へ



安全衛生管理活動に活用いただきたい情報、リーフレット等が掲載された厚生労働省及び北海道労働局のホームページを紹介します。

リーフレット等はQRコードからダウンロードできます。

I 次の資料・リーフレット等は厚生労働省ホームページに掲載されています。

No.	名称、QRコード及びURL
1	従業員の幸せのための安全アクションSAFEコンソーシアム ポータルサイト( <a href="https://safeconsortium.mhlw.go.jp/">https://safeconsortium.mhlw.go.jp/</a> ) 
2	足場からの墜落防止措置が強化されます～改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行～( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf</a> ) 
3	足場からの墜落防止のための措置を強化します～改正労働安全衛生規則 平成27年7月1日から施行～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf</a> ) 
4	労働安全衛生規則（足場等）が改正されました～平成21年6月1日から施行～( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0905-1.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0905-1.html</a> ) 
5	手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/09.pdf">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/09.pdf</a> ) 
6	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf</a> ) 
7	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf</a> ) 
8	ロープ高所作業を行う事業者の皆さんへ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeneibu/0000104440.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeneibu/0000104440.pdf</a> ) 
9	土止め先行工法とはー土止め先行工法に関するガイドラインの要点ー ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html</a> ) 
10	転倒予防・腰痛予防の取組 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html</a> ) 
11	労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等（一人親方等）の保護措置が義務付けされます！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html</a> ) 

No.	名称、QRコード及びURL
12	トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf</a> ) 
13	荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/170807.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/170807.pdf</a> ) 
14	外国人労働者の安全衛生対策について ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html</a> ) 
15	化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の内容～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html</a> ) 
16	石綿総合情報ポータルサイト ( <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/</a> ) 
17	振動障害の予防のために-新たな振動障害予防対策の概要- ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000180362.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000180362.pdf</a> ) 
18	職場における受動喫煙防止対策について ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html</a> ) 

II 化学物質のリスクアセスメントを含めたリスクアセスメント関連について  
職場のあんぜんサイトホームページに掲載されています。

1	化学物質のリスクアセスメント実施支援 ( <a href="https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a> ) 
---	--

III 次の資料・リーフレットは北海道労働局ホームページに掲載されています。

1	建設業の労働災害防止について ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_kansei/saigai/kennsetsugousaigaiboushi.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_kansei/saigai/kennsetsugousaigaiboushi.html</a> ) 
2	化学物質による労働災害防止対策（金属アーク溶接等） ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00005.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00005.html</a> ) 
3	一酸化炭素中毒防止対策について ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00016.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00016.html</a> ) 
4	北海道内の労働災害統計 ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsaisai.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsaisai.html</a> ) 

※ 上記のURLは令和6年4月1日現在のものです。

※ 上記のURLに掲載されたリーフレット等は、予告なく削除、変更される場合があります。

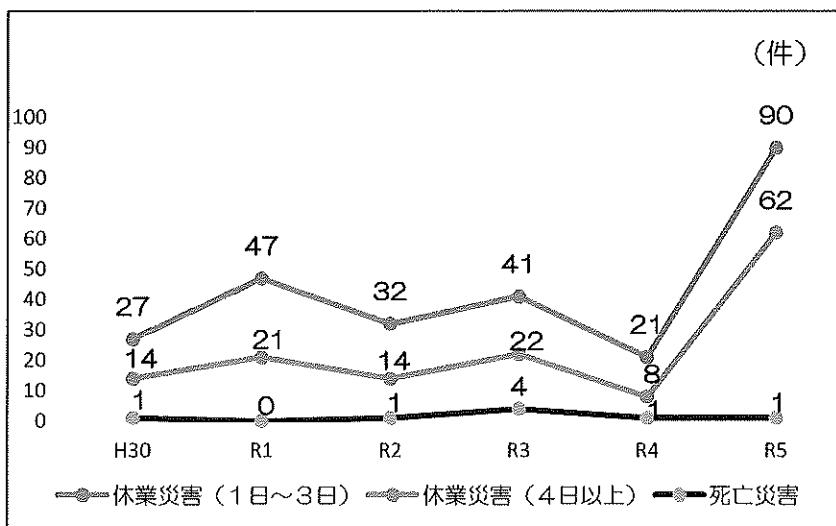
# STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症対策の一環として、5月から9月を期間として「クールワークキャンペーン」を実施します。

各職場において、熱中症の予防対策に取り組みましょう。



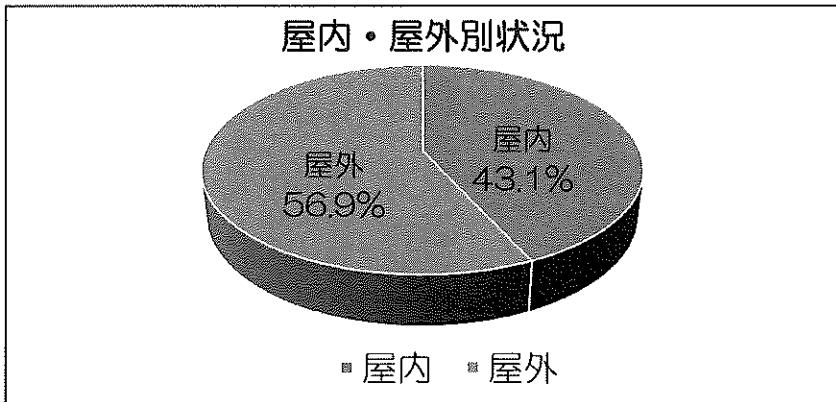
## 1 北海道内での熱中症の発生状況



■ 令和5年は、熱中症の発生が過去最多となりました。

業種別では、建設業(31.4%)、製造業(13.7%)、その他事業(7.2%)、運輸交通業(6.5%)、接客娯楽業(6.5%)などとなっています。

■ 令和5年では、屋外での発生が多いものの、屋内での発生も約43%となっています。屋内・屋外の状況に合わせた予防対策が必要です。



## 2 暑さ指数(WBGT)を把握し、活用しましょう！

暑さ指数とは、気温、湿度、日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境の3つの要素を取り入れた指標です。

暑さ指数をWBGT指数計で把握し、暑さ指数に応じた対策を講じることが必要です。



厚生労働省北海道労働局

(R6.3)

### ③ 熱中症の予防対策

熱中症の予防対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）、「令和6年『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に基づき実施してください。

※上記の各要綱は、以下のポータルサイトでご覧ください。

#### ＜主な実施事項＞

- ☞ 暑さ指数（WBGT）の把握及び同指数に応じた対策の実施
  - ☞ 作業環境の管理（遮熱設備・冷房設備・休憩所等の設置、飲料水・塩飴等の備付けなど）
  - ☞ 作業管理（作業時間等の管理、労働者の状況に応じた暑熱順化への対応、適切な服装の採用など）
  - ☞ 健康管理（日常の健康管理、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師の意見を踏まえた配慮など）
  - ☞ 熱中症の予防等に関する教育・研修の実施
  - ☞ 労働衛生管理体制の確立（対策実施のための管理者などの責任体制の確立を図るなど）
  - ☞ 異常時の対応手順の確認
- など

#### 熱中症に関するポータルサイトを活用ください

厚生労働省では、熱中症に関するポータルサイトを開設し、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」や熱中症対策の事例など、参考となる資料や動画などを用意していますので、ご活用ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



# 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

## 補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li><b>高年齢労働者（60歳以上）</b>を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補助上限率額	<b>補助率：1／2</b>  <b>上限額：100万円</b> （消費税を除く）	<b>補助率：3／4</b>  <b>上限額：30万円</b> （消費税を除く）	

### ※注意事項※

- 複数コース併せての上限額は100万円です。
- 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

### 【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## ① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

(対象者: 60歳以上の労働者)

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働くよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。  
●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

### (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置（※1）
- 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）  
(※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましよう 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

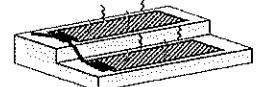
水場における防滑性能の高い床材等の導入



転倒防止対策  
リーフレット



従業員通路への  
凍結防止装置の導入



### (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的  
負担を軽減する機器の導入



### (ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場（※2）における休憩施設の整備  
(※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による  
健康管理システムの導入（初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外）

体温を下げるための  
機能のある服の導入



### (エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策（交通災害防止対策）

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

## ② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

(対象者: 全ての労働者)

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。  
・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための  
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限ります（オンライン開催等も含む）

★ 物品の購入はできません

★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です

（メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください）

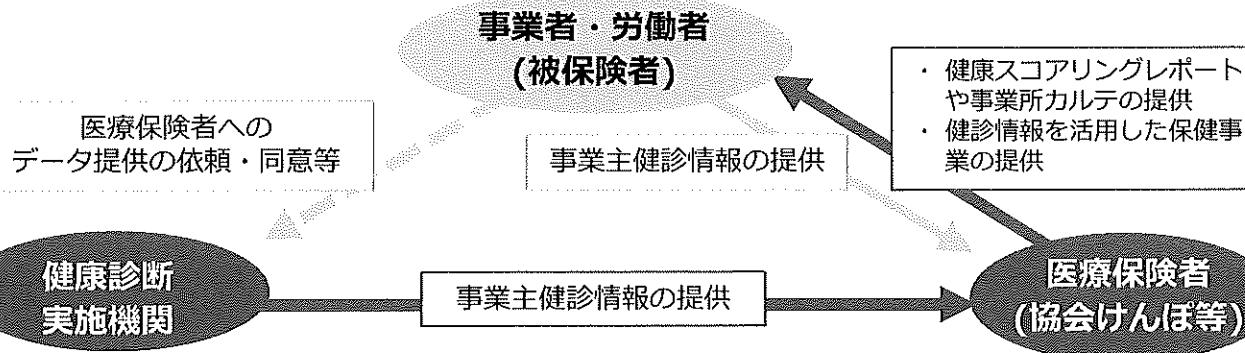


### ③ コラボヘルスコース

(効率化・全ての労働者)

「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

#### ＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

#### 事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

●具体的には、次のような取組が対象となります●

##### 健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等  
(オンライン開催、eラーニング等も含む)  
→ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

##### システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入  
※初期導入費用のみ  
パソコンの購入は対象外

##### 栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置  
(健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください →



#### 申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

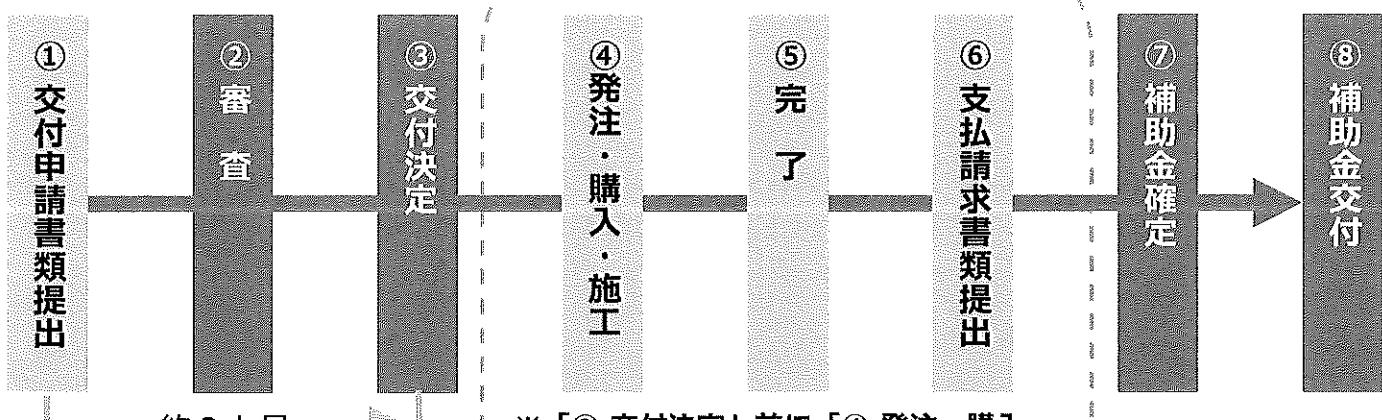
- この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。  
(注) 申請内容等の確認のため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

#### 【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

# 高齢労働者のための 助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。■は事務センターが実施します。



★ ①申請書類提出から③交付決定まで概ね2ヶ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- 「①交付申請書類」「⑥支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した  
 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう  
 エイジフレンドリーガイドライン → <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



## 交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

## 支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジフレンドリー補助金事務センター」**  
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先	<b>〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター</b> 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	<b>申請担当</b> 電 話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	<b>支払担当</b> 電 話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません） <8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>	